

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- | | |
|--|--|
| <p>⑨ 「<u>口腔機能向上体制</u>」については、<u>地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>⑩ 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、<u>認知症対応型通所介護と同様であるので、41⑩を準用されたい。</u></p> <p>⑪ 「<u>介護職員処遇改善加算</u>」については<u>訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。</u></p> <p>⑫ <u>一体的に運営がされている「認知症対応型通所介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</u></p> <p>52 <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>① 「<u>施設等の区分</u>」については、<u>小規模多機能型居宅介護と同様であるため、42①を準用されたい。</u></p> <p>② 「<u>職員の欠員による減算の状況</u>」については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。</u></p> <p>③ 「<u>若年性認知症利用者受入加算</u>」については、<u>通所介護と同様であるので、7⑬を準用されたい。</u></p> <p>④ 「<u>総合マネジメント体制強化加算</u>」については、<u>大臣基準告示第125号に該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>⑤ 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、<u>小規模多機能型居宅介護と同様であるので、42⑧を準用されたい。</u></p> <p>⑥ 「<u>介護職員処遇改善加算</u>」については<u>訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。</u></p> <p>⑦ <u>一体的に運営がされている「小規模多機能型居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</u></p> <p>53 <u>介護予防認知症対応型共同生活介護</u></p> <p>① 「<u>施設等の区分</u>」については、<u>認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44①を準用されたい。</u></p> <p>② 「<u>夜間勤務条件基準</u>」については、<u>認知症対応型共同生活介</u></p> | <p>⑧ 「<u>若年性認知症利用者受入加算</u>」については、<u>通所介護と同様であるので、6⑩を準用されたい。</u></p> <p>⑨ 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、<u>認知症対応型通所介護と同様であるので、38⑨を準用されたい。</u></p> <p>⑩ 「<u>介護職員処遇改善加算</u>」については<u>訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。</u></p> <p>⑪ <u>認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等が添付されている場合に、介護予防認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等の添付は不要とすること。</u></p> <p>49 <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>① 「<u>施設等の区分</u>」については、<u>小規模多機能型居宅介護と同様であるため、39①を準用されたい。</u></p> <p>② 「<u>職員の欠員による減算の状況</u>」については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。</u></p> <p>③ 「<u>総合マネジメント体制強化加算</u>」については、<u>大臣基準告示第125号に該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>④ 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、<u>小規模多機能型居宅介護と同様であるので、39⑦を準用されたい。</u></p> <p>⑤ 「<u>介護職員処遇改善加算</u>」については<u>訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。</u></p> <p>⑥ <u>一体的に運営がされている「小規模多機能型居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</u></p> <p>50 <u>介護予防認知症対応型共同生活介護</u></p> <p>① 「<u>施設等の区分</u>」については、<u>認知症対応型共同生活介護と同様であるので、41①を準用されたい。</u></p> <p>② 「<u>夜間勤務条件基準</u>」については、<u>認知症対応型共同生活介</u></p> |
|--|--|

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

護と同様であるため、44②を準用されたい。

- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第70条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。
- ④ 「身体拘束廃止取組の有無」については、大臣基準告示第127号の2に該当する場合に「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑤を準用されたい。
- ⑥ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、7⑬を準用されたい。
- ⑦ 「利用者の入院期間中の体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑦を準用されたい。
- ⑧ 「認知症専門ケア加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、10⑩を準用すること。
- ⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑪を準用されたい。
- ⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑪ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。
- 54 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
- ① 「施設等の区分」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるので、45①を準用されたい。
- ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、45②を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、45③を準用されたい。

護と同様であるため、41②を準用されたい。

- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第70条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。
- ④ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、41⑤を準用されたい。
- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑩を準用されたい。
- ⑥ 「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑱を準用すること。
- ⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、41⑨を準用されたい。
- ⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- 51 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
- ① 「施設等の区分」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるので、42①を準用されたい。
- ② 「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、42②を準用されたい。
- ③ 「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、42④を準用されたい。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- ④ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑤を準用されたい。
- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、7⑬を準用されたい。
- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑩を準用されたい。
- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑧ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。

- (1) (別紙 26) 「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」の記載要領について
- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、事業所の指定申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。
- ④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。
- ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させるこ

- ④ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、41⑤を準用されたい。
- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑩を準用されたい。
- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、41⑨を準用されたい。
- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑧ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。なお、訪問型サービス（みなし）及び通所型サービス（みなし）については、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の当該通知に記載する届出が都道府県又は政令指定都市・中核市にされ、別紙等が添付されている場合は、市町村への届出及び別紙等の添付は不要とすること。

- (1) (別紙 19) 「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」の記載要領について
- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、事業所の指定申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。
- ④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。
- ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させるこ